

## 平成23年度 建設工事等の入札・契約制度の改正について

平成23年6月  
笠間市総務部財政課

笠間市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性の確保に取り組んできたところですが更なる向上と、適正価格での契約の推進と公共工事の品質確保を図るため、建設工事等の入札・契約制度を次のとおり改正します。

### 1. 低入札調査制度の基準価格等の見直し及び失格基準（数値的判断基準）の設定について

- (1) 対 象 競争入札で行なう建設工事で予定価格が1千万円以上のもの。
- (2) 調査基準価格の算定方法

平成23年4月7日に改正となった、中央公契連モデルの算定方法に準じて下表のように設定するものとします。

現 行	改正後
非 公 表	① 直接工事費の95% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の80% ④ 一般管理費の30% ①～④の合計額 ただし、その割合が予定価格の90/100を超えるときは90/100とし、70/100に満たないときは70/100とします。 上記により算出することが適当でないときは、予定価格の70/100～90/100までの範囲内で設定します。

- (3) 低入札価格調査制度における失格基準（数値的判断基準）の算定方法  
国土交通省の低入札調査制度における特別重点調査の算定方法に準じて下表のように設定するものとします。

現 行	改正後
未 設 定	① 直接工事費の75% ② 共通仮設費の70% ③ 現場管理費の70% ④ 一般管理費の30% ①～④の合計額 上記により算出することが適当でないときは、予定価格の67/100～90/100までの範囲内で設定します。

## 2. 最低制限価格の運用について

- (1) 対象：予定価格を事前公表しないで競争入札を行う建設工事のうち、予定価格が130万円以上2千万円未満のものを対象とします。

※ 低入札調査基準価格を設定する案件及び総合評価落札方式で行なう案件は対象外とします。

- (2) 算定方法

平成23年4月7日に改正となった、中央公契連モデルの算定方法に準じて下表のように設定するものとします。

現 行	改正後
未 設 定	① 直接工事費の95% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の80% ④ 一般管理費の30% ①～④の合計額 ただし、その割合が予定価格の90/100を超えるときは90/100とし、70/100に満たないときは70/100とします。 上記により算出することが適当でないときは、予定価格の70/100～90/100までの範囲内で設定する。

※ 低入札調査基準価格、失格基準（数値的判断基準）及び最低制限価格は非公表とします。

3. 適用開始時期 平成23年6月1日以降に公告又は指名するものから適用します。